

規則

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第四十八号

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第六号口中「第十条第一項」の下に「又は第十条の二」を加え、同号二中「売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十四条」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第九条第一項」に、「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

別表七六の項中「三一二」を「二七二」に改め、同表中八四の項を削り、八五の項を八四の項とし、八六の項から九八の項までを一項ずつ繰り上げ、同表九九の項中「三四」を「三一」に改め、同項を同表九八の項とし、同表中一〇〇の項を九九の項とし、一〇一の項を一〇〇の項とし、同表一〇二の項中

二九・九二から 五〇・九六まで

「

八七

」を「

二九・九二から 五〇・九六まで

」に改め、同項を同表一〇一の項とし、同表中

一〇三の項を一〇二の項とし、一〇四の項から二三四の項までを一項ずつ繰り上げ、

同表二三五の項中「

二

」を「

一

」に改め、同項を同表二三四の項

とし、同表中二三六の項を二三五の項とし、二三七の項を二三六の項とし、同表二三八の項中「五」を「四」に改め、同項を同表二三七の項とし、同表中二三九の項を二三八の項とし、二四〇の項から二七〇の項までを一項ずつ繰り上げ、同表二七

一の項中「

九

」を「

七

」に改め、同項を同表二七〇の項とし、同

表中二七二の項を二七一の項とし、二七三の項を二七二の項とし、二七四の項を二

七三の項とし、同表二七五の項中「

七

」を「

六

」に改め、同項を

同表二七四の項とし、同表中二七六の項を二七五の項とし、二七七の項から二九六の項までを一項ずつ繰り上げ、同表二九七の項中「二五」を「二三」に改め、同項を同表二九六の項とし、同表中二九八の項を二九七の項とし、二九九の項から三三五の項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第六条第六号ロ及びびニの改正規定は、令和六年四月一日から施行する。